

日行連発第917号

令和5年11月8日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 常 住 豊

職務上請求書の使用に関する会員への指導及び管理の徹底等について

令和5年10月10日、探偵業者の依頼に応じ、職務上請求書を用い戸籍謄本や住民票の写し等（以下「戸籍謄本等」という。）を不正に取得したとして、戸籍法及び住民基本台帳法違反の容疑で元会員が逮捕されたとの報道がなされました。また、当該元会員は、探偵業者からの依頼で身元調査にも使用する意図であるのにこれを秘し、職務上請求書の購入を行政書士会に申し込み、これをだましとったものとして、令和5年10月19日に詐欺容疑で再逮捕されました。これら容疑が事実であれば、人権侵害に繋がる極めて重大な犯罪行為であり、国民からの信頼に応えることが責務である国家資格者として、断じて許されるものではありません。

各単位会におかれましては、同様の事態の発生を未然に防止すべく、改めて以下の点を会員に留意いただくとともに、適切な指導及び職務上請求書の払出し管理の徹底、疑義事案の確認にあたられますようお願いいたします。

<職務上請求の留意点>

- ・戸籍謄本等は人権侵害を招きかねない極めて機微な情報を含むものであることを十分に理解した上で取り扱うこと。
- ・不正が疑われる依頼（探偵業者からの依頼など）には応じないこと。
- ・戸籍謄本等の不正取得は犯罪であること。
- ・使用目的を偽って職務上請求書を購入することは犯罪であること。

以上